

人事労務レポート

今回のテーマ

基盤人材確保助成金の拡充

<新事業開始後の採用も助成金対象へ>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「新規に法人を立ち上げる。」

「既存の事業とは異なる業態に進出する。」

このような新事業開始に伴い、従業員を雇用した際に受給することができる助成金として、「中小企業基盤人材確保助成金」(以下、助成金)というものがあります。

昨年のレポートで一度ご案内しましたが、平成20年4月1日より対象者が拡充されましたので、その改正点と合わせて再度助成金のしくみについて解説していきたいと思っております。

1. 助成金の概要

創業や異業種進出を行い、経営基盤の強化に必要な従業員を新たに雇い入れた場合に支給される助成金です。

【創業とは】新法人設立、個人事業主として事業開始
【異業種進出とは】現在の主業務とは異なる業務を開始した場合で、日本標準産業分類の細分類コードが変われば異業種とみなされます。

(異業種進出の例)

- ・今まで企画・製作だけ行ってきたが今後販売も行う。
- ・日本料理屋が新しく中華のお店を出す。

4月からの改正点

創業や異業種進出といった新事業開始時以外で、生産性向上のために新たに雇い入れた従業員についても助成金対象になりました。

2. 受け取るための条件

創業や異業種進出に伴う経費(施設・設備)を300万円以上使うことが条件となります。

【経費の対象となるもの】

事務所賃貸料(最大1年分)、礼金、内装工事費、機械、備品代、車両代、フランチャイズ加盟料 など

【経費の対象とならないもの】

人件費、敷金、保証金(=返還されるもの)、事業主名義でない施設、設備等

4月からの改正点

生産性向上のための雇い入れの場合、生産性向上計画を都庁や県庁に届け出て、認定を受ける必要があります。

3. 助成金額は？

基盤人材：1人あたり140万円(最大5人まで)

一般労働者：1人あたり30万円(基盤人材と同数まで)

【基盤人材とは】新事業に従事し、高度の専門性がある、または部下を監督する係長相当職以上の立場にある労働者を指します。年収350万円以上支払うことが条件です。

【一般労働者とは】基盤人材以外の労働者で条件は特にありません。

(例)新事業を行うにあたり、コア社員(基盤人材)3人とサポート社員5人を新たに雇い入れた。

基盤人材：140万円 × 3人 = 420万円

一般労働者：30万円 × 3人 = 90万円

合計510万円が支給されます。

4月からの改正点

生産性向上のための雇い入れについても、基盤・一般の2つに分かれますが、生産性向上基盤人材については、年収が450万円以上であることが要件となります。また、会社規模により助成金額が異なります。

基盤人材：1人あたり140万円(180万円)

一般労働者：1人あたり30万円(40万円)

従業員数20人以下(小売・サービス業等は5人以下)の会社についてはカッコ内の金額に増額される予定です。

4. 申請までの流れ

創業、異業種進出を開始した日から、6ヶ月以内に都庁または県庁に改善計画書を提出。

改善計画書提出後、雇用能力開発機構に実施計画書を提出。

*実施計画書を提出した後に雇い入れた人が対象です。

最初の雇い入れから半年後に雇用能力開発機構にて支給申請。

4月からの改正点

「生産性向上」については、雇い入れ前に別途計画書の提出が必要となりますが、4月30日現在で、申請手順、様式、要件の詳細については未確定のため(4月も過ぎようとしています)、情報が入りしだい個別または当レポート上でお知らせしたいと思います。

新事業開始に伴う法人設立等をお考えの際は、検討段階でぜひ山口事務所までご連絡いただければと思います。

今月の主な労務・税務の手続き

・労働保険料の申告(5月20日まで)

・36協定の更新(年度で協定期間を区切っている場合)

コラム

「過酷な勤務が原因でうつ病となったのに休職期間満了を理由に解雇したのは不当として解雇無効を求めた訴訟の判決で、東京地裁は22日解雇無効、慰謝料など約835万円と未払い賃金を支払うよう命じた。」(4月22日共同通信)
今後の労務管理においては、「従業員の健康管理」がさらに重要となってくると考えています。健康診断の実施は当然のこと、長時間労働時間の抑制、日ごろのメンタルケアを経営課題として認識する必要があると思います。